



町消防演習 6月15日(日)

202名による堂々の分列行進

広報

よひた

7月 No.241

(昭和61年7月10日)

今月のページ

- | | |
|--------------------|-------|
| 与板町総合計画 基本構想を策定 | 2~5 |
| 議会一般質問 | 6~9 |
| 保健コーナー | 11 |
| みんなの広場 | 14~16 |
| くらしのカレンダー | 18 |

くらしのカレンダー (7月16日~8月15日)

| | |
|------|--|
| 16 水 | |
| 17 木 | |
| 18 金 | ・婦人ソフトボール教室 スポーツ広場／午後8時～ |
| 19 土 | 勤労青少年の日 |
| 20 日 | ・町民体育祭 小学校グランド／午前8時～ (雨天の場合は27日に延期) ・郡消防演習 和島村 土用・海の記念日・家庭の日 |
| 21 月 | ・施設利用調整会 町民体育館／午後8時～ ・補聴器巡回相談日 役場住民課／午前10時～10時30分 ・結核検診・肺ガン検診(21日～24日) 各地区会場 夏の交通事故防止運動 |
| 22 火 | ・心配ごと相談室 役場男子厚生室／午後1時30分～ |
| 23 水 | |
| 24 木 | 小・中学校終業式 |
| 25 金 | ・補聴器巡回相談日 役場住民課／午前10時～10時30分 ・婦人ソフトボール教室 スポーツ広場／午後8時～ |
| 26 土 | |
| 27 日 | |
| 28 月 | ・ぬくみ会運動会 町民体育館 |
| 29 火 | ・献血 役場前 ・チビッ子メダカ水泳教室(29日～8月2日) 小学校プール |
| 30 水 | |
| 31 木 | |
| 1 金 | ・婦人ソフトボール教室 スポーツ広場／午後8時～ |
| 2 土 | |
| 3 日 | |
| 4 月 | ・補聴器巡回相談日 役場住民課／午前10時～10時30分 |
| 5 火 | ・心配ごと相談室 役場男子厚生室／午後1時30分～ |
| 6 水 | 広島原爆記念日 |
| 7 木 | ・一般健診事後指導会(7日～9日) 各地区会場 ・町内対抗ソフトボール大会(7日～10日) スポーツ広場 鼻の日 |
| 8 金 | ・行政相談 役場男子厚生室／午後1時30分～ ・補聴器巡回相談日 役場住民課／午前10時～10時30分 立秋 |
| 9 土 | ・勤労青少年ホーム生ビール大会 ホーム駐車場／午後7時 長崎原爆記念日 |
| 10 日 | ・県消防大会 長岡市 交通安全家庭の日 |
| 11 月 | ・3才児健診 母子センター／午後1時より受付 (S58.4.1～S58.6.1迄出生児) |
| 12 火 | ・心配ごと相談室 役場男子厚生室／午後1時30分～ 旧七夕 |
| 13 水 | 月遅れ盆迎え火 |
| 14 木 | |
| 15 金 | 月遅れ盆・終戦記念日 |

これからとの与板町が二十一世紀をめざし、進むべき指標となる与板町総合計画・基本構想が策定されました。今年この時期にありました。例年この時期にされました。今月号ではその内容を皆さんにお知らせします。

▼うつとうしい梅雨に入りました。今年この時期にから夏場にかけては、食中毒の多発が憂慮されることがあります。食品の取り扱いや保存等には十分注意しましょう。



編集室

| = 人口 = (6月30日現在) | |
|---------------------|-------------|
| 男 | 3,778人(±0人) |
| 女 | 3,909人(±0人) |
| 計 | 7,687人(±0人) |
| 世帯数 | 1,819戸(+2戸) |
| 転入 | 10人 |
| 転出 | 8人 |
| 出生 | 4人 |
| 死亡 | 6人 |

一般質問

要旨

吉田三代松議員

企業誘致について

吉田議員

寿屋フロンティアに交渉後、二～三の企業に対し交渉されていると聞いていますが、その現在迄の経過と見通しについて、又、企業誘致についてプロジェクトチームを発足させるお考えは。

平澤町長

町民にとってこの問題は特に関心が深く、町政の中でも当面の最大課題であります。現在交渉中のものもありますが、現況及び見通し、条件等は企業秘密であり、これが他にもれると誘致に支障が生まれ、企業の命とりともなりうるので、九〇%以上まとまた段階で公表することができ望ましいと考えておりますので、明言は避けたいと思います。

又、企業誘致については、現在通り企画係で仕事を進めたいと考えておりますが、具体的に進出が決まった段階で、各課よりプロジェクトチームを作り、受け入れの条件等について取り組む用意はあります。

吉田議員

吉田議員 少しずつではあるが、減少の傾向をた

どる与板町の人口に対して、何らかの歯止めを考える必要があると思われるが、祝等も考えても良いと思われるが、今後どのような対応策を考えられますか。

平澤町長

この問題については、県内ほとんどの自治体の共通の問題であり、企業誘致・環境整備事業の推進等が、全てこの問題の解決の手段であり、働く場を確保する企業誘致と区画整理等で入手し易い価格の宅地を生み出す開発を計画する必要があります。

今後、ご指摘の結婚・出産のお祝い等の制度は検討していくないと考えております。

吉田議員

吉田議員 黒川の河川環境整備について

吉田議員

星殿橋より上流については、中州の撤去、あるいは柳の木伐採等の整備が行われているのが現状であるが、一級河川でもあるので、管理体制を含めてどの程度施行される予定か。

平澤町長

この問題は過去何回か質問され、その都度県土木事務所へお願い致して来た次第であります。幸い、星殿橋下流については、昨年九百万円の予算で柳の伐採、二百萬円で中州の撤去をしてもらいました。

たが、引続き今年も昨年を下まわらない止めを考える必要があります。

様お願いしております。

圭沢一二郎議員

与板町の防火対策について

圭沢議員

防火用ため池としている関ノ入の堤が最近埋立てはじめられました。この池は堤下・横町地域の大重要な防火用ため池であります。以前は与板町のものであつたものを無料で土地改良へ払下げされたものであると聞いております。用水池として使用目的が終わっておりますので、町へ返してもらう様土地改良と話しをするお考えはあるかどうか。

又、所有権移転がむずかしいのであれば、永久に埋めないという約束をして頂けませんか。

平澤町長

防火対策上、池の重要性は痛感しております。埋立てについては池に接した土地が崩れかかっているとの住民からの声があり、土留をして埋め始めているとの事です。町としては今後、防火池として指定させて頂き、防火用水として使用させて頂く様お願いしたいと考えております。

所有権移転については、三十年経過し

中学校建設について

高橋議員

これまで何回となくこの問題について質問して来ましたが、納得する回答が得られなかつたままここまで來ました。中学校建設特別委員会の答申及び、自発的町民要求の高まりを無視した手続きは、根本的に誤りであると思います。理不尽なご押しのもたらす障害、及び弊害の責任についてお聞きしたい。

平澤町長

この問題については、既に議会の協議会で現位置改築の構想の中で配置について数回審議いただき具体化して来ております。今迄同じ事を何回も申し上げて来ておりますが、今日迄改築が遅れ、生徒達の大事な時期に老朽化している校舎で勉強している事について、むしろ深くおわびしたいと思います。位置決定は、踏むべき手順を踏んで、設計費も本年三月議会で計上、承認されていますので、町民の皆様に理不尽なご押しやご迷惑はかけないないと理解しております。

高橋比良夫議員

高橋比良夫議員

ているものなので現況を尊重し、お願ひしたいと考えております。

高橋議員

これまで何回となくこの問題について質問して来ましたが、納得する回答が得られなかつたままここまで來ました。中学校建設特別委員会の答申及び、自発的町民要求の高まりを無視した手続きは、根本的に誤りであると思います。理不尽なご押しのもたらす障害、及び弊害の責任についてお聞きしたい。

平澤町長

この問題については、既に議会の協議会で現位置改築の構想の中で配置について数回審議いただき具体化して来ております。今迄同じ事を何回も申し上げて来ておりますが、今日迄改築が遅れ、生徒達の大事な時期に老朽化している校舎で勉強している事について、むしろ深くおわびしたいと思います。位置決定は、踏むべき手順を踏んで、設計費も本年三月議会で計上、承認されていますので、町民の皆様に理不尽なご押しやご迷惑はかけないないと理解しております。

藤田昇平議員

千体川の改修に伴う危険防止の対応について

高橋議員

体育館につきましては、利用価値はあると認めますが、経費がかかりすぎ、建物の威圧感、日照問題等から考え、一部高床にし、自転車置場にしたいと考えております。

平澤町長

千体川の改修が進むにつれて、周辺住民の危険度も増大することは事実であるが、その危険防止のための安全策等、県との話し合いが行われたり、処置を講ずるお考えはあるか。

藤田昇平議員

藤田議員

改修に伴い断面が大きくなつて危険となつております。県にもお願いしてあります、一般道路ではなく、管理道路なので、そこまで手がまわらないとの事です。最少限、人家に近い所だけでも安全対策をお願いしたいと思います。

平澤町長

改修に伴い断面が大きくなつて危険となつております。県にもお願いしてあります、一般道路ではなく、管理道路なので、そこまで手がまわらないとの事です。最少限、人家に近い所だけでも安全対策をお願いしたいと思います。

企業誘致の現況と今後の見通し

藤田議員

企業誘致についてのその後の推移や、

今後の対応についてお伺いするわけですが、企業誘致も広域的視野のものと、ただ単に一町村の行政区域だけではなく、周辺町村が運営共同的な意識や体制のものとで進めていく方法もある。これに対するお



黒川廃川敷(広野・吉津)の整地、払下げと有効利用について

石塚議員

これまで何回となくこの問題について質問して来ましたが、納得する回答が得られなかつたままここまで來ました。中学校建設特別委員会の答申及び、自発的町民要求の高まりを無視した手続きは、根本的に誤りであると思います。理不尽なご押しのもたらす障害、及び弊害の責任についてお聞きしたい。

保健コーナー

健康を食べる

もうすぐ夏休み お子さんと一緒に作ってみよう

やきうどん

●材料(4人分)

| | |
|-------|------|
| ゆでめん | 3玉 |
| バター | 大さじ1 |
| キャベツ | 6枚 |
| もやし | 100g |
| ピーマン | 2コ |
| 生しいたけ | 4枚 |
| ソーセージ | 8本 |
| 油 | 大さじ3 |
| ケチャップ | 大さじ6 |
| ソース | 大さじ4 |

●作り方
 ①めんは熱い湯をかけてほぐし、バターで色がつくまでいため、ケチャップとソースで味をつける。

②ソーセージ2本はたてに切って両はしに切れ目を入れていため



る。他の4本は小口切り。
 ③キャベツ、しいたけ、ピーマンを細く切り、もやしは根をとつていため、塩、こしょうをする。
 ④味をつけたうどんと野菜をまぜ合わせ、お皿にもってウインナーを飾り、出来上がり。
 ⑤味つけは、しょうゆと酒、塩の和風味でもおいしくいただけます。

使う野菜は何でもよいので、お

子さんと選んでみましょう。いためる時の火かげんや、ほう丁の持ち方、野菜の切り方など、最初はゆっくり教えてあげましょう。
 町でも「母と子の料理教室」を実施します。夏休みに機会をみて参加してみませんか。料理のレパートリーが増え、献立の大切さを感じてほしいと思っています。

与板町食生活改善推進委員協議会

●保健婦さんの気になる話!!

肺ガン検診について

肺ガン検診を受けられた方も多いと思いますが、肺ガン検診には二通りの方法があります。

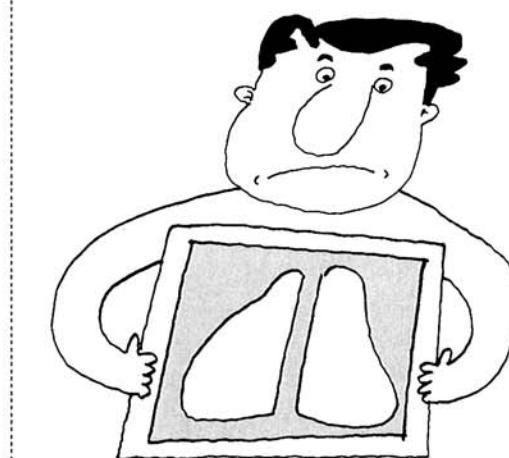
40才以上の方で胸のレントゲン撮影を受けた方は、全員が肺ガンの検診も同時に受けたことになります。また、50才以上の方で、喫煙本数が多くなり、痰や咳が続くなどの自覚症状のある方は、痰の検査が実施されます。

何故この様に二通りの方法がとられるのかというと前者と後者とでは、かかりやすい肺ガンのタイプが別だからです。

痰の検査で見つかる肺ガンは、肺の入り口で気管支とよばれるところにできるタイプで、肺門型とよばれます。これは、タバコとの関係が深く、またレントゲン撮影では心臓や骨のかけにかくれてしまうため、見つけることができません。痰の検査ではじめてみつかります。

自覚症状があったり、タバコを多く吸っている人は痰の検査をうけるようにして下さい。

それ以外の40才以上の方は、レントゲン撮影によってみつかる肺野型のガンが多いので、痰の検査は対象



昭和第2回定例議会開かれる

昭和61年第2回定例議会が、6月19日・20日の2日間の会期で開催され、次の報告と議案が提案され、慎重な審議の結果いずれも原案どおり議決されました。

提出された議案

- 報告第1号 専決処分報告について
 - 新潟県町村人事事務組合規約の一部を改正する規約
- 報告第2号 専決処分報告承認について
 - 与板町税条例の一部を改正する条例-----非課税の範囲、及びたばこ消費税の税率の引き上げのため。
 - 与板町都市計画税条例の一部を改正する条例-----本法の項の一部変更のため。
 - 昭和61年度与板町一般会計補正予算(第1号)(第2号)
- 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 公共土木施設災害復旧費を、予算を繰越して使用した報告。
- 報告第4号 寄附採納について
 - 公衆用道路としてのご寄附

(敬称略)

| 氏名 | 面積 |
|--------|-------|
| 五十嵐 若一 | 22.38 |
| 五十嵐 弘衛 | 6.00 |

●議案第6号 与板町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

・外国人の加入できる範囲が拡大され、全ての外国人に適用されるよう改正。

●議案第7号 与板町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

・入居収入基準の緩和が図られた。
 ●議案第8号 昭和61年度与板町一般会計補正予算(第3号)について
 •当初予算の総額に歳入歳出それぞれ42,687千円を補正

●議案第9号 昭和61年度与板町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

•当初予算の総額に歳入歳出それぞれ1,052千円を補正

●議案第10号 昭和61年度与板町老人保健特別会計補正予算(第1号)について

•当初予算の総額に歳入歳出それぞれ15,009千円を補正

●議案第11号 昭和61年度与板町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

•当初予算の総額に歳入歳出それぞれ33,226千円を補正

●議案第12号 与板町総合計画の基本構想の変更について

•昭和45年に策定したものを、社会経済情勢の変貌により見直しを行った。

又、議会より昭和61年産米の政府買入価格等に関する意見書が原案通り可決されました。

近づく町民体育祭 7月20日(日) 与板小学校 グランド

いよいよ町民体育祭が近づいてきました。各町内では、今年こそはと練習に励んでおられることと思います。本番では練習の成果を充分発揮して下さい。

【午前】 *当日雨天の場合は7月27日(日)に延期致します。

| | | | |
|----|--------------|-------|-------|
| 1 | マスゲーム | 保育園 | 9:00 |
| 2 | マスゲーム | 幼稚園 | 9:10 |
| 3 | 五世代リレー | 町内対抗 | 9:20 |
| 4 | なわとびリレー | 〃 | 9:35 |
| 5 | ボールはこびリレー | 〃 | 9:50 |
| 6 | アスレチックリレー | 〃 | 10:05 |
| 7 | 水はこびリレー | 〃 | 10:20 |
| 8 | 小・中学生リレー(予選) | 小・中学生 | 10:35 |
| 9 | 持久走(1500M) | 一般参加 | 10:50 |
| 10 | 寿リレー | 町内対抗 | 11:05 |
| 11 | マスゲーム | 中学生 | 11:20 |
| 12 | 混合リレー(予選) | 町内対抗 | 11:35 |
| 13 | 幼児レース | 未就学児 | 11:45 |



【午後】

| | | | |
|----|--------------|-------|-------|
| 1 | マスゲーム | 小学生 | 12:30 |
| 2 | マスゲーム | 婦人会 | 12:45 |
| 3 | 親子目かくしリレー | 町内対抗 | 13:00 |
| 4 | 水入競争 | 〃 | 13:15 |
| 5 | 綱引き | 〃 | 13:30 |
| 6 | 二人が六脚競争 | 〃 | 13:50 |
| 7 | 着替え競争 | 〃 | 14:05 |
| 8 | むかでリレー | 〃 | 14:25 |
| 9 | 大なわとび | 〃 | 14:40 |
| 10 | 小・中学生リレー(決勝) | 小・中学生 | 14:55 |
| 11 | 混合リレー(決勝) | 町内対抗 | 15:05 |

**交通安全
キャンペーン**
7月

みんなで交通事故を
起こさないあわない
誓いをしましよう

夏の交通事故
防止運動

7月21日(月)～8月20日(水)

昨年一年間に県内で発生した事故は9,491件で、死亡した人は179人、負傷した人は1,143人ともありました。

事故を起こしたり、被害にあった家族の悲惨さは言葉で言いあらわせないほどです。

交通事故の原点は家庭であります。

各家庭ではとりわけ次のことについて注意し、家族が事故を起こさない、また事故の被害にあわないよう誓いましょう。

◎交通安全を家庭の話題に!

新聞、テレビ、ラジオのニュースや近所の事故例をとりあげ、食事時などだんらんの機会に話題にしましょ。

◎子供の事故防止はお母さんが主役!

子供の交通事故は学校や保育所等から帰宅後、遊びなどで外へ出たときに多発しています。

◆特別一時金の額

国民年金法等の改正に伴い、一人一年金の原則により、年金給付の体系が整理されしたことから、厚生年金法等による障害年金と国民年金法による老齢基礎年金とはいずれか一つの年金を選択することになります。

障害年金等の受給権者は昭和六十一年四月以前に国

学校や保育所等で指導された正しい交通ルールは、

民年金に任意加入し保険料を納入した人、又は法定免除された保険料を追納した人のうち、一定の条件を満たすものについては、国民年金の保険料の納入期間に応じ特別一時金が支給されます。該当する人は役場の年金係で請求の手続きをして下さい。

●特 別 一 時 金 の 額

1年以下の期間 加 入 期 間 金 額

1年を超えて15年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて14年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて13年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて12年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて11年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて10年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて9年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて8年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて7年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて6年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて5年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて4年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて3年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて2年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて1年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて14年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて13年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて12年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて11年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて10年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて9年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて8年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて7年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて6年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて5年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて4年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて3年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて2年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて1年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて14年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて13年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて12年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて11年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて10年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて9年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて8年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて7年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて6年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて5年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて4年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて3年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて2年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて1年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて14年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて13年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて12年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて11年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて10年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて9年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて8年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて7年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて6年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて5年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて4年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて3年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて2年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて1年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて14年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて13年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて12年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて11年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて10年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて9年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて8年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて7年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて6年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて5年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて4年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて3年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて14年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて13年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて12年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて11年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて10年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて9年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて8年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて7年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて6年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて5年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて4年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて3年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて14年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて13年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて12年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて11年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて10年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて9年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて8年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて7年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて6年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて5年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて4年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて3年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて14年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて13年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて12年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて11年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて10年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて9年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて8年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて7年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて6年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて5年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて4年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて3年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて14年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて13年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて12年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて11年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて10年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて9年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて8年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて7年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて6年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて5年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて4年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて3年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて14年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて13年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

1年を超えて12年に達するまでの期間 二四、〇〇〇円

<p

